

第 23 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町役場 2 階会議室

3 出席委員 農業委員（5 人）

会長	3 番	内藤	仁
会長職務代理者	2 番	諸橋	清隆
委員	1 番	岡田	美由紀
	4 番	丸山	百合江
	5 番	中野	正啓

農地利用最適化推進委員（5 人）

田口	正明
加藤	和一
丸山	国夫
田口	貞夫
服部	隆

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 出雲崎町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の見直しについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長	内藤	良治
事務局係長	田口	賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 23 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長	本日は全員出席です。総会は成立していますのでこのまま進行いたします。
議長	それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、2 番 諸橋委員、5 番 中野委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

議 長 諸般の報告をさせていただきます。
○農業委員会活動推進研修会
期 日：令和 7 年 8 月 4 日
会 場：新潟市（WEB 参加）
出席者：内藤会長、諸橋会長代理、事務局職員

議 長 それでは議事に入ります。議案第 1 号 出雲崎町農業委員会農地移動適正化
あっせん基準の見直しについて、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について説明します。議案書の 1 ページをご覧ください。今回、
あっせん基準の見直しが必要になった経緯や概要を記載しています。

出雲崎町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更については、6 月の
第 21 回総会で同意をいただきました「出雲崎町農業経営基盤強化の促進に関
する基本構想」の変更に伴うものになっております。なお、事前に町産業観光
課農林水産係、長岡地域振興局普及センター、えちご中越農業協同組合へ意見
照会を行い、全て「異議なし」の回答を得ております。

2. 変更内容について後ほどご説明いたします。

3. 見直し後の基準の適用日については、当総会で同意が得られた後、県へ
変更協議を送ることになっており、県による内容確認後、問題なければ知事認
定され、それ以降の日が適用日となる見込みです。前回令和 5 年度の変更時は
2、3 か月程度時間を要しました。

そもそもこの農地移動適正化あっせん基準とは、農業委員会法第 6 条第 2 項
及び農業振興地域の整備に関する法律第 18 条に基づき、農業委員会が農地の
あっせんを行う場合の基準であり、農業振興地域整備計画に定められた農用地
区域内において、農地等が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有
の合理化を推進するために各農業委員会で定めているものです。

それでは、「2. 変更内容」について説明します。2 ページの新旧対照表を
ご覧ください。今回はこちらの別表の修正のみとなります。これはあっせん対
象となる耕作者を認定する際の、優先順位付けの基準となる指標値の変更で
す。「出雲崎町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」に記載されている
指標値が変更されたため、当基準の指標値もそれに合わせる必要があります。
なお、基本構想の指標値は、長岡地域振興局普及センターより、県の基本構想
に準拠するよう修正指導を受けたものになります。

説明は以上です。

議長

(意見、質問なし)

議長

(異議なし) の声

議長

議長

(発言なし)

議長

出雲崎町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和7年8月29日

議 長

印

議事録署名委員

2 番

印

議事録署名委員

5 番

印